

業務事務取扱要領一覧

令和2年5月13日現在(令和2年6月21日施行予定)

- 1 せり人の登録等取扱要領
- 2 予約相対取引取扱要領
- 3 せり売又は入札の方法による卸売開始時刻前の卸売要領（水産物部）
- 4 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売取扱要領
- 5 仲卸売業者の卸売業者以外の者からの買入れ取扱要領
- 6 販売原票等取扱要領
- 7 卸売業務等の許可に係る誓約書取扱要領
- 8 出荷奨励金取扱要領
- 9 完納奨励金取扱要領
- 10 事故品等の処理取扱要領
- 11 仲卸補助者及び売買参加の補助者の承認等取扱要領
- 13 せり売以外の方法による販売担当者の届出取扱要領
- 14 市場外での販売行為の取扱要領
- 17 物品の品質管理の方法に関する要領
- 19 売買参加者承認取扱要領
- 20 卸売業者の委託手数料率の届出に関する取扱要領

1 せり人の登録等取扱要領

この要領は、せり人の登録・試験等に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 登録を受けようとするせり人の選定

奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者は、次のいずれにも該当する者の内から登録を受けようとするせり人を選定しなければならない。

ア 登録申請時において年齢 20 歳以上である者

イ 市場の卸売業者に勤務し、かつ、卸売場における販売業務の経験年数が 3 年以上である者（以下「3 年以上の者」という。）又は市場の卸売業者に勤務し、かつ、当該経験年数が 3 年に満たないが経歴等に鑑みて特に 3 年以上の者と同程度のせりに関する経験若しくは能力を有する者と奈良県中央卸売場場長（以下「場長」という。）が認めた者

ウ 奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 12 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者

2 せり人の登録申請

(1) せり人の登録申請は、毎年 1 回、場長の定める期間内に行うものとする。ただし、場長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和 52 年 4 月奈良県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 9 条第 2 項第 1 号の履歴書は、第 1 号様式によるものとし、同項第 3 号の誓約する書面は第 2 号様式によるものとする。

3 せり人の試験その他の必要な措置等

(1) 条例第 12 条第 5 項に規定するせり人の試験その他の必要な措置は、講習会受講確認試験及び口述試験とする。

(2) 講習会受講確認試験及び口述試験の場所及び期日は、場長が卸売業者に通知する。

(3) 講習会受講確認試験及び口述試験については 100 点満点とし、それぞれの試験に 70 点以上得点した者を試験の合格者とする。

(4) せり人の登録の更新については、講習その他必要な措置を講ずるものとする。

4 せり人等の研修

(1) 卸売業者は、せり及びせり記帳の知識及び技能の向上を図るため、せり人及びせり記帳者の研修を、毎年実施しなければならない。

(2) 卸売業者は、毎年 3 月 15 日までに、研修実施計画書（第 3 号様式）を場長に提出しなければならない。

(3) 卸売業者は、(1) の研修を実施したときは、速やかに研修実施報告書（第 4 号様式）を場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和 52 年 9 月 13 日から実施する。

附 則 この要領は、昭和 53 年 7 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、昭和 60 年 6 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 予約相対取引取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和52年4月奈良県規則第2号。以下「規則」という。）第54条第2項に規定する予約相対取引に関して必要な事項を定めるものとする。

1 対象物品

奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」という。）第36条第2項第5号に掲げる卸売の対象にできる物品。

2 予約相対取引の期間

- (1) 予約相対取引の期間は、同一契約において1か月以内とする。
- (2) 予約相対取引は、その期間において、原則として継続して行わなければならない。

3 集荷の方法

- (1) 予約相対取引に係る物品の集荷量は、通常の市場取引に係る物品の集荷量とは別に確保しなければならない。
- (2) 予約相対取引に係る物品の集荷は、卸売業者の自己の計算による卸売(買付集荷)の方法によることができるものとする。

4 予約相対取引の価格及び数量

- (1) 予約相対取引の価格は、金額をもって明示された一定の価格としなければならない。
- (2) 卸売業者が、予約相対取引の相手方の同意を得て当該取引の価格を増額し、又は減額することができる場合は、災害の発生等により奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）がやむを得ないと認める場合とする。
- (3) (2)により増額し、又は減額することができる価格の範囲は、(1)の価格の上下10パーセント以内とする。
- (4) 予約相対取引に係る卸売数量は、あらかじめ契約している数量とする。ただし、予約相対取引に係る物品と同種物品の入荷量が著しく少なく、通常取引に影響を与えると判断される場合は、当事者間の協議により契約数量にかかわらず当該物品の数量を調整することができるものとする。

5 契約書の記載事項

予約相対取引に係る契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 当該取引に係る物品の品目、産地、等級、価格及び出荷者
- (2) 当該取引を行う期間
- (3) 当該取引の価格の増額及び減額に関すること

(4) その他予約相対取引に関し必要なこと

6 予約相対取引届出書の提出期限等

(1) 予約相対取引届出書(規則第29号様式)は、原則として予約相対取引の開始予定日前4日(午後5時まで)までに場長に2部提出しなければならない。

(2) (1)の申請書には、規則第54条第2項に規定する書類のほか、集荷計画書(第1号様式)を添付しなければならない。

(3) 予約相対取引

7 表示等

(1) 卸売業者は、予約相対取引に係る取扱物品を卸売するときは、他の物品と区別するため、その旨を当該物品に表示し、販売原票及び売渡票にその旨を記載しなければならない。

(2) 卸売業者は、毎開場日、予約相対取引に係る取扱物品について、その卸売の数量、主要な産地を卸売のための販売開始時刻までに、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(3) 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、予約相対取引に係る物品について、その卸売の数量、並びに高値、中値、安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。

8 予約相対取引により買受けた物品の引取り

仲卸業者又は売買参加者は、予約相対取引により買い受けた物品については、条例第36条第2項第6号の規定による販売開始時刻前の卸売の許可を受けて販売開始時刻に卸売をする場合を除き、卸売のための販売開始時刻後に引き取らなければならない。

9 予約相対取引により買い受けた物品の販売

(1) 予約相対取引により物品を買い受けた仲卸業者は、あらかじめ販売契約を締結した者以外の者に当該物品を販売してはならない。

(2) 予約相対取引により物品を買い受けた売買参加者は、市場内において当該物品を分荷販売してはならない。

10 予約相対取引の変更の届出

卸売業者は、予約相対取引を届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ予約相対取引取引変更届出書(第2号様式)2部を場長に届け出なければならない。

11 実績報告

予約相対取引を届け出た卸売業者は、毎月10日までに前月中に行った当該取

引実績を予約相対取引報告書（第3号様式）により場長に報告しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和56年7月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成元年11月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成17年5月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 この要領は、奈良県中央卸売市場の一部を改正する条例（令和2年3月奈良県条例第48号）の施行期日と同日から施行する。

3 せり売又は入札の方法による卸売開始時刻前の卸売要領（水産物部）

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者（水産物部）が行うせり売又は入札の方法による卸売開始時刻前の卸売（以下「先取り」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 先取り物品の数量

先取りを行うことができる物品の数量（いわゆる「太物」を除く。）は、鮮魚のうち各卸売業者ごとに別表のとおりとする。

2 先取り物品の価格

先取りを行った物品の価格は、その物品の品目及び等級と同一の物品で、当日、市場においてせり売又は入札の方法により卸売をした物の最高価格又はこれを基準として定めた価格によらなければならない。

3 先取りの時間及び物品の引き取り

- (1) 先取りは、せり売又は入札の方法による卸売開始時刻前1時間までの間において行うものとする。
- (2) 先取りによる物品を買い受けた者は、その物品をせり売又は入札の方法による卸売開始時刻前に引き取らなければならない。この場合において、物品の選択をしてはならない。

4 店頭販売の禁止

先取りによる物品を買い受けた仲卸業者は、その物品を店頭において販売してはならない。

5 せり売又は入札の方法による卸売開始時刻前の卸売許可申請書の提出期限等

せり売又は入札の方法による卸売開始時刻前の卸売許可申請書は、先取りを行おうとする時に2部提出しなければならない。

6 明示方法

卸売業者は、先取りを行ったときは、その物品の販売原票及び売渡票に、その旨を記載しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和54年6月13日から実施する。

附 則 この要領は、平成元年11月1日から施行し、施行日以後の申請に係る分から適用する。

附 則 この要領は、平成4年10月10日から実施する。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

(別 表)

部 門	数 量
青 物	<p>品目、規格別に、当日せり売又は入札の方法により卸売するものの数量の100分の40以内とする。</p> <p>ただし、せり売又は入札の方法により卸売するものの数量が10個以内のものについては、先取りをしてはならない。</p>
一 般 物	<p>品目、規格別に、当日せり売又は入札の方法により卸売するものの数量の100分の30以内とする。</p> <p>ただし、せり売又は入札の方法により卸売するものの数量が10個以内のものについては、先取りをしてはならない。</p>
近 海 物	同 上

4 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が行う市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売（以下「転送」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 卸売の相手方等

奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 48 条第 1 項ただし書の規定による卸売の相手方

- (1) 転送を受けた物品を奈良県外において、卸売し、加工し、又は小売等を行う者でなければならない。
- (2) 卸売業者は、転送の相手方について転送を行う前に転送の相手方届出書（第 1 号様式）1 部を奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）に提出しなければならない。

2 転送物品の数量

条例第 48 条第 1 項ただし書の規定による転送を行うことができる物品の数量は、卸売業者ごとに当該物品の品目と同一の物品で当日上場するものの数量の 100 分の 30 以内で、かつ、市場の適正な価格形成に支障をきたさない数量でなければならない。

3 転送物品の価格

条例第 48 条第 1 項ただし書の規定による転送を行った物品の価格は、当該物品の品目及び等級と同一の物品で、当日市場においてせり売又は入札の方法により卸売したもの（せり売又は入札の方により卸売をした物がない場合は、相対売又は定価売の方法により卸売した物）の卸売価格によらなければならない。

4 買受代金の支払義務

条例第 48 条第 1 項ただし書の規定による卸売業者と転送の相手方との間の支払猶予の特約の期間は、卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間の支払猶予の特約の期間を超えないものでなければならない。

5 販売原票等への記載

卸売業者は、転送を行った時は、当該物品の販売原票及び売渡票にその旨を記載しなければならない。ただし、条例第 54 条第 2 項に規定する電子商取引にかかる委託物品の卸売については、売渡票を作成しなくても良い。

6 卸売届出書の提出期限

条例第 48 条第 1 項ただし書の規定による仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書は、転送を行った日の翌日の正午までに場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和 54 年 6 月 13 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の 1 の (1) の①の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日までに受けた承認については、なお従前の例による。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例(令和 2 年 3 月 奈良県条例第 48 号)の施行期日と同日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の 1 (2) の規定にかかわらず、施行期日の前日までに受けた承認については、なお従前の例による。

5 仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入れ取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の仲卸業者が行う市場の卸売業者以外の者からの買入れ（以下「直接集荷」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 買入れの相手方

奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第一号。以下「条例」という。）第 57 条第 2 項ただし書の規定による相手方は、出荷する能力を有する者でなければならない。

2 買入れ物品の数量

条例第 57 条第 2 項ただし書の規定による直接集荷に係る物品の数量は、卸売業者との協議を予め行った数量とする。

3 直接集荷物品の販売期間及び実施期間

条例第 57 条第 2 項ただし書の規定による直接集荷に係る物品の販売予定期間は、当該物品の買入れの日から 5 日以内でなければならない。

4 卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書の提出期限等

条例第 57 条第 2 項ただし書の規定による卸売業者以外の者からの買入れ物品販売届出書は、当該物品を全部販売した日の正午までに提出しなければならない。また、当該届出書には、当該物品の品目、等級、数量、単価、販売金額、販売年月日を証する書類（領収書の写し等）及び卸売業者二者と予め協議したことが分かる書面（第 1 号様式、1 部）を添付しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和 2 年 3 月奈良県条例第 48 号）の施行期日と同日から施行する。

6 販売原票等取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場の卸売業者が作成する販売原票等に関して必要な事項を定める。

1 委託物品の送り状等

- (1) 卸売業者は、委託者に対し、出荷者名、委託先卸売業者名、出荷年月日、品目、等級、数量等を明確に記載した送り状の添付を要請しなければならない。
- (2) 卸売業者は、委託者が送り状用紙を作成することが困難な場合には、送り状用紙を準備し、これを委託者に使用させなければならない。
- (3) 卸売業者は、委託物品の受領にあたっては、送り状と当該物品とを照合したうえ、卸売業者名、受領担当者名、受領年月日、品目、等級、数量等を記載した物品受領書を委託者に交付しなければならない。ただし、委託物品に(1)に掲げる必要事項を記載した複写式の送り状が添付されている場合には、その一枚に卸売業者名、受領担当者名及び受領年月日を表示した受領印を押印したものを物品受領書にかえることができる。

2 販売原票の一連番号等

- (1) 販売原票は、複写式にしなければならない。
- (2) 販売原票には、一連番号を付さなければならない。
- (3) (2)の一連番号は、その連続性を明確にするために、売場単位ごとに付することができる。
- (4) 卸売業者は、販売原票を使用するときは、あらかじめ販売原票使用申出書(第1号様式)に当該販売原票を添付して奈良県中央卸売市場場長(以下「場長」という。)に提出しなければならない。

3 販売原票への記載

- (1) 販売原票には、黒色のボールペンで、容易に判読できるように明確に記載しなければならない。
- (2) 数字を記載するときは、その単位を明らかにし、かつ全けたを数字で記載しなければならない。
- (3) 記載事項が上欄の記載事項と同一の場合は、下欄には、縦線をもって記載できるものとし、その欄を空欄にしてはならない。
- (4) 販売原票に余白を生じたときは、余白の全体にかけて必ず斜線を引かなければならない。
- (5) 「売買取引方法」の欄には「せり」又は「相対」と記載しなければならない。
- (6) 「集荷方法」の欄には「委託」又は「買付」と記載しなければならない。
- (7) 「販売方法」の欄には、市場外での販売については「場外」若しくは「電子商取引」と記載しなければならない。

4 販売原票の写しの提出

- (1) 卸売業者は、奈良県中央卸売市場条例(昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」という。)第55条第1項の規定により販売原票の写しを提出するときは、当該販売原票を番号順にそろえ、販売原票使用報告書(第2号様式)を添付して提出しなければならない。
- (2) 電算処理による販売原票の提出は、検索が可能な電子媒体(販売原票様式)で提出

することができる。

5 販売原票に記載した事項の訂正

- (1) 販売原票に記載した事項は、みだりに訂正してはならない。
- (2) 販売原票に記載した事項の訂正は、誤りの記載事項を横線2本をもって抹消し、訂正理由を明記し、その上部の余白に正しい記載事項を記載の上、当該箇所に責任者が捺印して行われなければならない。なお、抹消した記載事項は、読みとれるようにしておかなければならない。
- (3) 卸売業者は、販売原票の写しを場長に提出した後、訂正事項が判明した場合には、速やかに販売原票記載事項訂正届出書（第3号様式）を場長に提出しなければならない。

6 販売原票の汚損又は破損

- (1) 卸売業者は、販売原票を汚損し、又は破損した場合には、当該販売原票を書きかえ後の販売原票に添付しなければならない。
- (2) 卸売業者は、販売原票を汚損し、又は破損した場合には、書きかえ後の販売原票の一連番号の上に「〇〇番書きかえ」と記載し、かつ4の販売原票使用報告書にその旨を記載しなければならない。

7 販売原票の管理及び届け出

- (1) 卸売業者は、販売原票の管理責任者を定め、販売原票の使用状況を明確にしておかなければならない。
- (2) 卸売業者は、(1)の販売原票管理責任者を定めた場合には、第4号様式により場長に届け出なければならない。当該責任者を変更した場合も同様とする。

8 電算処理による販売原票の作成について

- (1) 作成の範囲については、せり売又は入札以外の方法により卸売（相対売）を行う物品とする。ただし、予約相対取引についてはその旨を区分して作成する。
- (2) 販売原票は、印刷時に一連番号を付し、使用する前に開設者の検印を受けなければならない。
- (3) 販売原票打ち出しの際の空打ち分については、販売原票廃棄届に添付して開設者に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和55年3月31日から実施する。

附 則 この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成17年5月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

7 卸売業務等の許可に係る誓約書取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）において卸売の業務（以下「卸売業務」という。）を行おうとする者、仲卸しの業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者及び関連事業を営もうとする者が奈良県知事の許可を得る際に、提出する誓約する書面を定めるものとする。

1 卸売業務の許可に係る誓約書

- (1) 奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和 52 年 4 月 22 日奈良県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 2 項第 11 号の誓約する書面は、第 1 号様式とする。
- (2) 規則第 6 条第 2 項第 12 号の誓約する書面は、第 2 号様式とする。
- (3) 規則第 6 条第 2 項第 13 号の誓約する書面は、第 3 号様式とする。
- (4) 規則第 6 条第 3 項第 7 号の誓約する書面は、第 4 号様式とする。

2 仲卸業務の許可に係る誓約書

- (1) 規則第 19 条第 2 項第 11 号の誓約する書面は、第 5 号様式とする。
- (2) 規則第 19 条第 2 項第 12 号の誓約する書面は、第 6 号様式とする。
- (3) 規則第 19 条第 2 項第 13 号の誓約する書面は、第 7 号様式とする。
- (4) 規則第 19 条第 3 項第 7 号の誓約する書面は、第 8 号様式とする。

3 関連事業の許可に係る誓約書

- (1) 規則第 39 条第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号の誓約する書面は、第 9 号様式とする。
- (2) 規則第 39 条第 2 項第 4 号の誓約する書面は、第 10 号様式とする。
- (3) 規則第 39 条第 2 項第 5 号の誓約する書面は、第 11 号様式とする。
- (4) 規則第 39 条第 3 項第 2 号の誓約する書面は、第 12 号様式とする。

附 則 この要領は、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和 2 年 3 月奈良県条例第 48 号）の施行期日と同日から施行する。

8 出荷奨励金取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者が交付する出荷奨励金（奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号）に規定する出荷奨励金をいう。）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 年間支出累計額の限度

2及び3により卸売業者が交付する出荷奨励金の年間支出累計額の限度は、次のとおりとする。

- (1) 青果部
年間総取扱金額の1000分の10以内の額
- (2) 水産物部
年間総取扱金額の1000分の3以内の額

2 交付率

出荷者に対する出荷奨励金（特別の出荷奨励金を除く。）の交付率は、次のとおりとする。

- (1) 出荷者が団体の場合
 - ア 青果部
次の表に定めるところによる。

出荷者区分	交 付 率	
	野 菜	果 実
共同選別による共同出荷を行う県単位以上の生産者団体で規格及び包装の統一された物品を計画的かつ大量に市場に出荷するもの	年間総取扱金額 17 ——以内 1000	年間総取扱金額 10 ——以内 1000
市町村単位以上の生産者団体で規格及び包装の統一された物品を計画的かつ相当多量に市場に出荷するもの	年間総取扱金額 5,000万円以上 7/1000以内 3,000万円以上～5,000万円未満 6/1000以内 1,000万円以上～3,000万円未満 5/1000以内 500万円以上～1,000万円未満 4/1000以内	年間総取扱金額 5,000万円以上 5/1000以内 3,000万円以上～5,000万円未満 4/1000以内 1,000万円以上～3,000万円未満 3/1000以内 500万円以上～1,000万円未満 2/1000以内
その他の生産者団体で規格化された物品を計画的かつ大量に市場に出荷するもの	規格化の程度等が類似している生産者団体の交付率を考慮して調整する。	

イ 水産物部

年間総取扱金額の1000分の3以内

(2) 出荷者が個人の場合

出荷奨励金を交付しないのを原則とする。

3 特別の出荷奨励金

特別の出荷奨励金は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 全国販売農業協同組合連合会及び日本園芸農業協同組合連合会に対する特別の出荷奨励金

- (2) 出荷者に対する災害見舞金、安値見舞金、需要増進事業費、選別場助成金その他特別の出荷奨励金で生産の奨励又は需要の増進を図るため奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）が特に必要と認めたもの

4 出荷奨励金の交付報告

卸売業者は、出荷奨励金を交付したときは、その日の属する月の翌月の10日までに出荷奨励金交付報告書（第1号様式）に出荷奨励金交付明細書（第2号様式）を添付して場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例施行の日から実施する。

附 則 この要領は、昭和54年6月13日から実施する。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

9 完納奨励金取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場の卸売業者が交付する完納奨励金（奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」という。）第71条に規定する完納奨励金をいう。）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 完納奨励金の範囲

「完納奨励金」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 卸売業者が卸売代金の支払期限内の完納を奨励する目的をもって交付する交付金（以下「歩戻し金」という。）
- (2) 卸売業者が卸売代金の支払に関する連帯保証その他の信用保証制度の維持確立の目的をもって交付する交付金（以下「支払保証料」という。）
- (3) 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者の売買代金の支払等を行う代払制度その他の合理的な決済制度の円滑な運営維持の目的をもって交付する交付金（代払事務費を含む。以下「代払制度維持費」という。）

2 年間支出累計限度及び交付率

卸売業者ごとの完納奨励金の年間支出累計限度及び個々の仲卸業者又は売買参加者に対する完納奨励金の交付率は、次のとおりとする。

(1) 青果部

年間支出累計限度額	年間総取扱金額の1000分の10以内
完納奨励金の交付率	1000分の10以内

(2) 水産物部

年間支出累計限度額	年間総取扱金額の1000分の4.2以内
完納奨励金の交付率	1000分の4.2以内

3 完納奨励金の交付報告

卸売業者は、完納奨励金を交付したときは、その日の属する月の翌月の10日までに完納奨励金交付報告書（別記様式）を場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、条例の施行の日から実施する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 この要領は、平成29年5月1日から実施する。

10 事故品等の処理取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）において行う奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。）第54条第2項及び第3項に該当する物品の確認並びに奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和52年4月奈良県規則第2号。以下「規則」という。）第86条第1項に掲げる事由に該当する物品等の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

1 受託物品の確認

(1) 市場内での卸売物品

ア 受託物品に対する検査員の確認は、卸売場において行うことを原則とする。

イ 検査員は、アの確認を行うに当たって必要があるときは、奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）が適当と認める者の意見を聴くことができる。

(2) 市場外での卸売物品（電子商取引に係るものを含む。）

ア 受託物品の検査員の確認は、卸売業者の立会の下、卸売場において行うものとする。ただし、それが不可能な場合は、写真をもって確認する。

イ 検査員は、アの確認を行うに当たって必要があるときは、場長が適当と認める者の意見を聴くことができる。

2 卸売物品の処理

(1) 市場内での卸売物品

ア 卸売業者は、卸売物品異状確認申請（規則別記第62号様式）を次のとおり行うものとする。

(ア) 青果部に係るものにあつては、販売当日の午前12時までに卸売した物品については当日の午後4時までに、午前12時以降に卸売した物品については翌日の午前10時までに行うものとする。

(イ) 水産物部に係るものにあつては、販売当日の午前8時（太物にあつては、午前7時）までに行うものとする。ただし、その期限内に事故の発見ができない特別の事情がある場合は、当該販売日の正午までに行うものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、市場外に搬出された物品については、特別の事情がある場合を除き、卸売物品異状確認ができないものとみなし、当該確認申請を受け付けないものとする。

イ 卸売物品の検査は、県現場事務所において行うことを原則とする。

ウ 検査員は、卸売物品の検査を行うに当たって必要があるときは、場長が適当と認める者の意見を聴くことができる。

エ 卸売業者は、規則第86条第4項の規定に基づき交付された卸売物品異状確認証明書（規則別記第63号様式）を委託者に送付する売買仕切書に添付しなければならない。

(2) 市場外での卸売物品（電子商取引に係るものを含む。）

ア 卸売業者は、卸売物品異状確認申請（規則別記第 62 号様式）を、販売当日の午前 12 時までに卸売した物品については当日の午後 4 時までに、午前 12 時以降に卸売した物品については翌日の午前 10 時までに行うものとする。

イ 卸売物品の検査は、県現場事務所において行うことを原則とする。ただし、それが不可能な場合は、写真をもって確認する。

ウ 検査員は、卸売物品の検査を行うに当たって必要があるときは、場長が適当と認める者の意見を聴くことができる。

エ 卸売業者は、卸売物品異状確認証明書（規則別記第 63 号様式）を委託者に送付する売買仕切書に添付しなければならない。

3 保管物品（卸売業者が、物品受領後販売終了までの間保管する受託物品をいう。以下同じ。）の処理

(1) 自らの責に帰すべき事由により保管物品に事故を生じさせた卸売業者は、保管物品異状届出書（別添様式 1）を場長に提出しなければならない。

(2) 保管物品を紛失した卸売業者は、保管物品紛失届出書（別添様式 2）を場長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、昭和 60 年 9 月 24 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

1 1 仲卸補助者及び売買参加の補助者の承認等取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）における仲卸補助者及び売買参加の補助者（以下「補助者」という。）の承認等に関して必要な事項を定めるものとする。

1 補助者の選定

仲卸業者又は売買参加者は、次の各号の一に該当する者を補助者に選定してはならない。

- (1) 承認申請時において年齢満 20 才未満である者。
- (2) 申請に係る取扱品目の部類に属する物品の取引業務について、3 年以上の経験を有しない者。
- (3) 市場の補助者の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者。

2 補助者の員数

- (1) 仲卸補助者の員数は、5 名以内とする。ただし、その取扱高に鑑み、奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）が特に必要と認めるときは、3 名に限り、限度を越えて承認することができる。
- (2) 前項ただし書の承認には、条件等を付することがある。
- (3) 売買参加補助者の員数は、1 名とする。ただし、その取扱高に鑑み、場長が特に必要と認めるときは、1 名に限り、限度を越えて承認することができる。

3 補助者承認申請書の添付書類

奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和 52 年 4 月奈良県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 23 条第 2 項第 3 号及び第 35 条第 2 項第 3 号に規定する場長が必要と認める書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 誓約書（第 1 号様式）
- (2) 写真（申請前 3 月以内に脱帽正面で撮影した上半身像で縦 3.5 cm、横 2.5 cm とする。）

2 葉

4 補助者の承認の有効期間及び更新

- (1) 仲卸補助者の承認の有効期間は、5 年以内とする。
- (2) 売買参加補助者の承認の有効期間は、当該売買参加補助者の係る売買参加者の承認期間内とする。
- (3) 補助者の承認の更新を受けようとする仲卸業者又は売買参加者は、補助者

承認更新申請書（第2号様式）に場長が必要と認める書類を添付して、(1) 又は(2)の有効期間満了の日の30日前までに提出しなければならない。

5 補助者の売買参加の停止及び承認の取消し

場長は、補助者が次の各号の一に該当するときは、その売買参加を停止し、又はその承認を取消すものとする。

- (1) 市場に関する法令、奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」という。）又は規則に違反したとき。
- (2) 市場の売買取引に関して不正な行為を行ったとき。
- (3) 市場において他人の業務を妨害したとき。

6 補助者の廃止の届出

仲卸業者又は売買参加者は、補助者を廃止したときは、補助者廃止届出書（第3号様式）を遅滞なく場長に提出しなければならない。

- 附 則 1 この要領は、昭和53年6月1日から実施する。
- 2 仲卸補助者の承認等取扱要領(条例の施行の日から実施)は、廃止する。
- 附 則 1 この要領は、昭和59年4月16日から施行する。
- 2 現在の仲卸補助者の有効期間の終期は、昭和61年3月31日とする。
- 附 則 1 この要領は、平成4年10月1日から施行する。
- 附 則 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 現在の仲卸補助者の有効期間の終期は、平成10年3月31日とする。
- 附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

1 4 市場外での販売行為の取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）の卸売業者及び仲卸業者が、市場外における奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号。以下「条例」という。）第44条及び第58条に掲げる取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売行為（兼業業務）に関して必要な事項を定めるものとする。

1 卸売業者及び仲卸業者の販売計画（変更）届出書の提出

- (1) 卸売業者は、市場外で取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとする場合は、卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがない場合であって、条例第54条に規定する事項を記載した卸売業者販売計画（変更）届出書（奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和52年4月奈良県規則第2号。以下「規則」という。）第34号様式）を速やかに場長に提出しなければならない。
- (2) 仲卸業者は、市場外で取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとする場合は、仲卸業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがない場合であって、条例第58条に規定する事項を記載した仲卸業者販売計画（変更）届出書（規則第49号様式）を速やかに場長に提出しなければならない。

2 事業計画書等の添付

当該本業務（卸売業務又は仲卸業務）の適正かつ健全な運営を阻害するおそれの判断基準として、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 販売に関する営業計画書
- (2) 事業資金計画
- (3) その他、販売に対する官公庁の届出書又は許可書等の写し

3 卸売業者の集荷について

卸売業者は、市場における許可物品の供給量を安定的に確保し取引の秩序を維持しなければならない。

4 兼業業務に関する物品の保管について

卸売業者及び仲卸業者の市場外での販売行為は、兼業業務に該当するため、販売行為を営む場合は、市場外の拠点で物品の保管をしなければならない。

5 帳簿等の作成について

兼業業務についての帳簿等は、別に区別して作成しなければならない。

6 取引委員会等の審査

条例第 44 条第 1 項及び条例第 58 条第 1 項の規定により届け出があった場合において、当該届け出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると知事が認めるときは、卸売業者及び仲卸業者は、指名利害関係者又は当該品目を所管する市場取引委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、奈良県中央卸売市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。

附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和 2 年 3 月奈良県条例第 48 号）の施行期日と同日から施行する。

1 7 物品の品質管理の方法に関する取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）において、奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。）第 71 条の 2 に規定する物品の品質管理の方法について、必要な事項を定めるものとする。

1 品質管理者の責務

卸売業者が定める品質管理責任者の責務は、別添の「卸売場の品質管理に関する基準」に添うものでなければならない。

また、仲卸業者が定める品質管理責任者の責務は、別添の「仲卸業者・売買参加者等の品質管理に関する基準」に添うものでなければならない。

2 その他の市場関係者

売買参加者等その他の市場関係者は、別添の「仲卸業者・売買参加者等の品質管理に関する基準」に基づき、市場における物品の品質管理の徹底に努めなければならない。

3 品質管理責任者の設置及び掲示

卸売業者及び仲卸業者は、当該品質管理責任者を定め、売場の見やすい場所に掲示しなければならない。また、変更があった場合は、速やかに届出なければならない。

附 則 この要領は、平成 1 7 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

品質管理基準

【卸売場（青果部）の品質管理に関する基準】

I 荷受段階

- 商品の到着時には、荷積み状態や温度を確認すること。
 - 商品の鮮度や外観、容器の破損、衛生状態等の確認
 - 商品が結露しないための輸送温度、場内温度の設定
 - 必要に応じた輸送業者に対する輸送の条件等の記録の提示
- 到着した荷の状態は必ず確認すること。
 - 食品表示法に基づく表示が適正に行われているかもあわせて確認
- 荷下ろし時には直置きしない（パレットや錆びない金属製の台を使用）。
- トラックの荷下ろし時におけるアイドリングの禁止を確認すること。

II 卸売段階

- 卸売場では、施設内の温度管理に取り組み、商品の温度上昇防止に努めること。
 - 予冷品の品温の確認は温度計を使用すること。
- 卸売場での商品の長時間放置を避け、直置きしないこと。
- 土がついている商品は、他の商品に土がつかないようにすること。
- 用具や機材は定期的に洗浄、殺菌すること。
- 卸売場を清潔にすること。
 - 害虫駆除、鳥の糞の除去、生ゴミの適切な処理
 - 喫煙場所を設置し喫煙者の確認

III 保管段階

- 保管時は、できるだけ低温管理に努めること。

* 温度管理が可能な施設においては

予冷品		10～15℃
非予冷品	軟弱な果実（もも）	10～15℃
	葉茎菜類	10～15℃
	果菜類の一部（豆類、完熟トマト等）	10～15℃
	果実（上記以外）	常温
	野菜類（上記以外）	常温

- 市場での保管期間は短い方がよい。
- 放置は避け、できる限り早急に搬出すること。
- 保管したものは先入れ先出しの原則で行う。
- 商品はパレット等に載せ直置きしないこと。

IV 品質管理責任者と責務

- 売場ごとに品質管理責任者を指定し、商品搬入から搬出までの品質管理を監督させること。

品質管理基準

【卸売場（水産物部）の品質管理に関する基準】

I 荷受段階

- 商品の到着時には、荷積み状態を確認し温度や氷の残存状況を確認すること。
 - 商品の鮮度や外観、容器の破損、衛生状態等の確認
 - 商品の凍結の有無の確認
 - 必要に応じて輸送業者に対する輸送の条件等の記録の提示
- 到着した荷の状態は必ず確認すること。
 - 食品表示法に基づく表示が適正に行われているかもあわせて確認
- 荷下ろし時には直置きしない（パレットや錆びない金属製の台を使用）。
- 商品の状態を目視し氷が不足している場合は追加する等適切な対応を行うこと。
- トラックの荷下ろし時におけるアイドリングの禁止を確認すること。

II 卸売段階

- 卸売場では、施設内の温度管理に取り組み、商品の温度上昇防止に努めること。

① 商品に直射日光の防止

* 温度管理が可能な施設においては

冷凍したもの	-18℃以下
解凍したもの	0～5℃
解凍中のもの	0～5℃
ウェットなもの	5～10℃
ドライなもの	常温あるいは一般空調温度

- 卸売場での滞留時間は可能な限り短くし、直置きやひきずりをしないこと。
 - 土足でパレットや容器に乗らない。
- 容器や機材は定期的に洗浄、殺菌すること。
 - プラスチック、錆びない金属製を推奨。スチーム殺菌が有効。
- 卸売場（特に床）を清潔にすること。
 - 定期的には中性洗剤で洗浄。排水溝の汚水を清掃。壁、天井も清潔に。
 - 害虫駆除、鳥の糞の除去、生ゴミの適切な処理
 - 喫煙場所を設置し喫煙者の確認

III 保管段階

- 保管時は、望ましい温度管理を設定し温度の記録・保管を行うこと。

* 温度管理が可能な施設においては

冷凍まぐろ	-45℃
その他の冷凍魚・冷凍加工品	-18℃以下
鮮魚	0～5℃（できれば3℃以下）
加工品（ねり製品などの半生加工品）	0～5℃（できれば3℃以下）
加工品（ドライなもの）	常温（できれば一般空調温度）

- 市場での保管は基本的に短時間とし、原則として当日中に搬出すること。
- やむをえず1日以上保管する場合は、冷凍・冷蔵倉庫に入れ、所定の温度で管理するとともに庫内温度を確認・記録すること。
- 保管したものは先入れ先出しを励行すること。
- 商品はパレット等に載せ直置きしないこと。

IV 品質管理責任者と責務

- 売場ごとに品質管理責任者を指定し、商品搬入から搬出までの品質管理を監督させること。

【仲卸業者・売買参加者等の品質管理に関する基準】

I 仲卸段階

1 品質管理責任者と責務

- ① 店舗の使用施設ごとに品質管理の責任者を指定し、商品搬入から搬出までの品質管理を監督させること。
- 2 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去すること。
- 3 定温倉庫や冷蔵庫での保管期間の短縮すること。
 - ① 商品搬入から保管までの品質管理については、卸売場の品質管理に関する基準（I 荷受段階・II 卸売段階・III 保管段階）を準用する

II 配送段階

- 1 買荷保管所又は積込所等における滞留時間の短縮を図ること。
- 2 保冷・冷凍車両の利用の推進を図ること。
- 3 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを進捗すること。

III その他

- 1 青果物にあつては、通い容器を利用する場合には、洗浄・殺菌の徹底を図ること。
- 2 水産物にあつては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守すること。

1 9 売買参加者承認取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）において、奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 27 条に基づく売買参加者の承認に関して必要な事項を定めるものとする。

1 業務形態について

売買参加者の業務形態については、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 一定の店舗を有し、市場の取扱品目の部類に属する物品を直接消費者に販売する小売業者（消費生活協同組合を含む。）
- (2) 一定の加工場を有し、市場の取扱品目の部類に属する物品を原料として、加工品を製造して販売する加工業者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 食品衛生法に基づく加工食品を製造する業者
 - イ 農林物資の規格化等に関する法律に基づく加工食品を製造する業者
- (3) その他知事が特に必要があると認める者

2 申請できる者

売買参加者は、次の各号のいずれにも該当しなければ申請することができない。

- (1) 満 20 歳以上の者（法人の場合は、当該法人のため常時売買に参加する者がこれに該当すること。）であって、卸売市場の卸売業者から卸売を受ける物品を取り扱う業務については、継続して 3 年以上の経験年数を有し、かつ、現にその業務に従事している者
- (2) 県内に店舗等の事業所を有する者で市場の取扱物品の供給を受けなければ需要を満たすことができないもの
- (3) 市場での取引に係る代金決済を的確に履行できると認められる者
- (4) 市場での売買取引に係る代金決済等に関する制度に加入し、必要な支払保証金を預託することができる資力信用を有すると認められる者
- (5) 事業資金を原則として 100 万円以上有している者
- (6) 市場における通常取引単位により継続して売買取引に参加できる者
- (7) 物品を取り扱うのに必要な行政庁の許可を受け、又は届出を行っている者

3 取引能力要件

新規に承認を受けようとする売買参加者は、市場から買い入れる額が原則として 900 万円以上となる取引能力を有する者でなければならない。

また、新規に承認を受けた売買参加者は、承認を受けた日から 1 年後に事業報告書（要領第 10 号様式）を奈良県中央卸売市場場長に報告しなければならない。

4 遵守条件

売買参加者は、関係法令、条例及び奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和 52 年 4 月奈良県規則第 2 号。以下「規則」という。）を遵守しなければならない。

また、市場取引の適正かつ健全な運営及び市場秩序を確保するため、開設者が特に必要と認めたときは、その指示に従わなければならない。

5 承認について

知事は、売買参加者の承認については、市場における取引の適正かつ健全な運営に資するために、卸売業者又は仲卸業者の意見を聴くことができる。

6 承認の取消し

知事は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 1又は2に該当しなくなったとき
- (2) 条例第29条の規定に該当することになったとき
- (3) 申請時に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 売買参加者の承認を受けたときに提出する誓約書に違反したとき

7 申請書類

申請をしようとする者は、規則第31条に規定している売買参加者承認申請書（規則第18号様式）に、別紙1に掲げる関係書類を添えて申請する。

8 その他

条例第27条第1項の承認の有効期間満了後も引き続き卸売業者から卸売を受けようとするときは、事前に承認の更新手続きをしなければならない。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

20 卸売業者の委託手数料率の届出に関する取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」という。）及び奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和52年4月奈良県規則第2号。以下「規則」という。）の規定に定めるもののほか、奈良県中央卸売市場の卸売業者が行う委託手数料率の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 適用開始日

卸売業者が届け出る委託手数料率の適用開始日は、毎年7月1日とする。

2 提出期限

卸売業者は、届出書類を委託手数料率の適用の開始日の2か月前までに、奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）に提出しなければならない。

3 届出時の書類

卸売業者は、次に掲げる書類を場長に提出しなければならない。

- (1) 委託手数料率（変更）届出書（規則第58号様式の3）
- (2) 委託手数料率の適用開始日の属する事業年度の直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類
- (3) 収益及び集荷量を確保するための計画を記載した委託手数料率の適用開始日以降3年間における事業計画書

〔 ・当該手数料率の適用開始日以降3年間の予定貸借対照表
・当該手数料率の適用開始日以降3年間の予定損益計算書 〕

- (4) その他場長が必要と認める書類

4 奈良県中央卸売市場取引委員会への報告

場長は、委託手数料率の届出を受けた場合は、奈良県中央卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）に報告し、取引委員会が意見を述べる機会を設けなければならない。ただし、その変更が軽微である場合で取引委員長からの開催要求がないときは、この限りでない。

5 開設者による検証

場長は、委託手数料率に変更された場合、届出時に提出された事業計画書と卸売業者から提出された残高試算表等との比較検証を行い、必要があると認めるときは、公認会計士等の企業経営に専門的知識を有する者の意見を聴いた上、卸売業者に対し指導及び助言を行うことができる。

6 開設者による周知

場長は、届出を受けた委託手数料率に特に支障がないと認めるときは、ホームページに掲載する等、出荷者への周知を図るものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成21年1月15日から実施する。
- 2 平成21年の委託手数料率の適用開始日は、同年4月1日とする。
- 3 平成21年4月1日から適用する委託手数料率については、適用開始日から3年3月間は原則固定する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。